

広島県水道広域連合企業団管理規程第 26 号

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 27 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(道路上作業従事職員の特殊勤務手当) 第26条 道路上作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が交通をしゃ断することなく道路上で行う一連の管路の更新及び維持管理作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1回につき300円とする。 2 道路上作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第16号による道路上作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。 3 道路上作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。 (災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当) 第29条 (略) 2 前項の手当は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として企業長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。 (1) 前項第1号に掲げる作業 次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>950円</u> イ 応急作業等 <u>1,440円</u> (2) 前項第2号に掲げる作業 <u>1,440円</u> (3) 前項第3号に掲げる作業 <u>1,120円</u> (4) 前項第4号に掲げる作業 <u>950円</u> (5) 前項第5号に掲げる作業に従事した場合は、第1号から第4号又は第6号及び第3項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき、前項第1号から第4号又は第6号に掲げる作業の区分に応じ、第1号から第4号又は第6号に定める額に、その	(充排水作業従事職員の特殊勤務手当) 第26条 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が交通をしゃ断することなく道路上で行う一連の管路の更新及び維持管理作業に従事したときに支給するものとし、その手当の額は、1回につき300円とする。 2 充排水作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第16号による充排水作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。 3 充排水作業従事職員の特殊勤務手当は、第19条第3項及び第4項に規定する高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。 (災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当) 第29条 (略) 2 前項の手当は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として企業長が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。 (1) 前項第1号に掲げる作業 次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>710円</u> イ 応急作業等 <u>1,080円</u> (2) 前項第2号に掲げる作業 <u>1,080円</u> (3) 前項第3号に掲げる作業 <u>840円</u> (4) 前項第4号に掲げる作業 <u>710円</u> (5) 前項第5号に掲げる作業に従事した場合は、第1号から第4号又は第6号及び第3項の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき、前項第1号から第4号又は第6号に掲げる作業の区分に応じ、第1号から第4号又は第6号に定める額に、その

100分の100に相当する額を超えない範囲内において企業長が別に定める額を加算した額とする。 (6) 前項第6号に掲げる作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて企業長が別に定める額 3—5 (略) 附 則 1—9 (略) (勤勉手当の成績率に関する特例) 10 第36条の3第6項第1号に掲げる職員にかかる同条第1項に規定する勤務成績による割合については、当分の間、同条第6項第1号ア、イ及びウの規定にかかわらず、次のア、イ及びウに規定する割合とする。 ア 勤務成績が特に優秀な職員 100分の<u>125.25</u> イ 勤務成績が優秀な職員 100分の<u>113.75</u> ウ 勤務成績が良好な職員 100分の<u>106.25</u>	100分の100に相当する額を超えない範囲内において企業長が別に定める額を加算した額とする。 (6) 前項第6号に掲げる作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて企業長が別に定める額 3—5 (略) 附 則 1—9 (略)
--	---

別記様式第16号中「充排水作業従事実績簿」を「道路上作業従事実績簿」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後給与規程」という。）第26条及び第29条の規定は、令和8年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（以下「改正前給与規程」という。）第26条及び第29条に掲げる作業に従事した職員についても適用する。
- 改正後給与規程附則第10項の規定は、令和8年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後給与規程の規定を適用する場合においては、改正前給与規程の規定に基づいて支給された手当等は、改正後給与規程の規定による手当等の内払とみなす。